

平成28年 10月 4日開会

平成28年 10月31日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

平成28年10月志太広域事務組合議会定例会会議録目次

会期及び会期中日程 1

1 日目 (10月4日火曜日)

1. 出席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程	5
5. 開会	6
6. 開議	6
7. 会議録署名議員の指名	6
8. 諸般の報告	6
9. 会期の決定	7
10. 認第1号 平成27年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	
認第2号 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出認定について	
第18号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
(1)提案理由の説明	7
11. 第19号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について	
第20号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（電気設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について	
第21号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（空調設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について	
第22号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（衛生設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について	

第23号議案 平成27～29年度新斎場建設工事（外構工事その
2）請負契約の一部を変更する契約の締結につ
いて

（1）提案理由の説明	9
（2）補足説明	10
（3）質疑	13
（4）討論	13
（5）採決	14
11. 散会	14

2日目（10月31日月曜日）

1. 出席議員	15
2. 出席説明員	16
3. 職務のため出席した職員	16
4. 議事日程	17
5. 開議	18
6. 一般質問	18
7. 認第1号 平成27年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決 算認定について	
認第2号 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特 別会計歳入歳出決算認定について	
第18号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正す る条例の制定について	
（2）質疑	37
（3）討論	39
（4）採決	39
8. 閉会	40
付録	
1. 一般質問及び質問要旨	42
2. 質疑者及び質疑要旨	44

平成28年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期 10月4日（火）から10月31日（月）までの28日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月4日	火	本会議第1日目 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○議会運営協議会（午後2時20分） ○議員全員協議会（午後2時40分） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月5日	水	休会
10月6日	木	休会
10月7日	金	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
10月8日	土	休日
10月9日	日	休日
10月10日	月	体育の日・休日
10月11日	火	休会
10月12日	水	休会
10月13日	木	休会
10月14日	金	休会
10月15日	土	休日
10月16日	日	休日
10月17日	月	休会
10月18日	火	休会
10月19日	水	休会
10月20日	木	休会
10月21日	金	休会

10月22日	土	休日
10月23日	日	休日
10月24日	月	休会
10月25日	火	休会
10月26日	水	休会
10月27日	木	休会
10月28日	金	休会
10月29日	土	休日
10月30日	日	休日
10月31日	月	<p>本会議 2 日目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前 9 時20分） ○議員全員協議会（午前 9 時40分）

1 0 月 4 日 (火曜日)

○出席議員（16人）

1 番	大 石 保 幸	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	石 井 通 春	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	杉 田 源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4 番	小野田 吉 晃	議員	(焼津市議会議員)
5 番	萩 原 麻 夫	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	杉 山 猛 志	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	小柳津 健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8 番	鈴 木 繁 雄	議員	(焼津市議会議員)
9 番	遠 藤 孝	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
12 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
13 番	植 田 裕 明	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
16 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	高 橋 康 宏	
事務局次長	平 田 達 行	
消 防 長	平 口 恭 利	
消 防 次 長	池 田 憲 晶	

監 査 委 員	鈴 木 正 和	
---------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	杉 本 容 一	(藤枝市議会事務局長)
書 記	幸 山 明 広	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	渡 邊 剛	(藤枝市議会主幹兼議会改革担当係長)
書 記	小 林 玲 子	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	中 司 里 香	(藤枝市議会議事担当主任主査)

平成28年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成28年10月4日（火）午後3時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開会・開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

- ・ 管理者提出議案の受理について
- ・ 例月出納検査結果報告書の受理について

第1 会期の決定

第2 認第1号 平成27年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
認第2号 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出
決算認定について

第18号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第3 第19号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変
更する契約の締結について

第20号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（電気設備工事）請負契約の一部
を変更する契約の締結について

第21号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（空調設備工事）請負契約の一部
を変更する契約の締結について

第22号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（衛生設備工事）請負契約の一部
を変更する契約の締結について

第23号議案 平成27～29年度新斎場建設工事（外構工事その2）請負契約の一
部を変更する契約の締結について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時 00 分開会

○議長（水野 明議員） 開会前に、管理者から発言を求められておりますので、許します。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 議長のお許しをいただきましたので、この場をおかりいたしまして、このたび消防職員が起こしました不祥事についての報告とおわびを申し上げます。

新聞報道等を通じまして御存じのとおり、去る 8 月 2 日に建造物侵入により本組合の職員が逮捕され、9 月 2 日に静岡県迷惑行為等防止条例違反などにより罰金 50 万円の実刑を受けました。

このことは、市民の安全・安心を守るべき消防職員として、市民の信頼を著しく損なうものでありまして、痛恨のきわみであり、心からおわびを申し上げます。

本人に対する組合の処分は、過日、議員の皆様方にお知らせしたとおりでございますが、私は、事件発生後、消防長に対しまして、組織の綱紀粛正とともに、職員が一丸となって信頼の回復に努めることに加え、二度とこのような不祥事を繰り返さないよう、再発防止の取り組みを改めて指示をいたしました。

今後も消防職員が高い使命感を持ちまして、日夜厳しい職務や訓練にいそしむことのできるよう働きがいのある職場を目指しまして、正副管理者を初め幹部職員が一丸となって尽力してまいりますので、議員各位におかれましては、今後ともぜひ厳しい御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

改めましておわびを申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（水野 明議員） ただいまから平成 28 年 10 月 志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2 番 石井通春議員、14 番 太田浩三郎議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（杉本容一） 議長。

○議長（水野 明議員） 書記長。

○書記長（杉本容一） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から、認第1号 平成27年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか7件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、平成28年6月分、7月分例月出納検査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上であります。

○議長（水野 明議員） 監査委員から報告のありました例月出納検査結果報告の一覧及び報告書の写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域監第4号 平成28年6月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域監第5号 平成28年7月分 例月出納検査結果報告書
-

○議長（水野 明議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から10月31日までの28日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野 明議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は28日間に決定いたしました。

日程第2、認第1号、認第2号及び第18号議案の以上3件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） ただいま上程されました認第1号及び認第2号並びに第18号議案の3議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、認第1号及び認第2号でございますが、平成27年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

それでは、まず、認第1号 平成27年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定

についてでございます。

組合では、ごみ処理やし尿処理を初め、2市の住民の皆様の生活にとって欠くことのできない多くの事業を実施しておりますが、特に各施設の運営においては、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、適時に設備等の整備を実施し、安全で安定した運転管理に努めまして、確実な組合業務の推進を図ってまいりました。

新斎場建設においては、メタンガスの湧出という不測の事態が生じ、建設工事を一時中止しているところでございますが、ガス対策の方針を決定し、修正設計を進めました。さらに、クリーンセンターに係る環境影響評価等、主要事業の着実な推進を図ってきたところでございます。

また、消防・救急業務におきましては、住民の生命・財産を守るため、迅速な現場活動を行うとともに、水難救助体制の強化を目的とした資機材等の充実強化を図りました。

申すまでもなく、組合事業の執行においては、常に経費節減を心がけ、その財源の根幹は2市の分担金であることを認識いたしまして、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が57億354万9,041円、歳出決算額は55億4,318万9,599円となり、前年度と比較いたしますと、歳入も歳出もそれぞれ15.1%増となりました。

次に、認第2号 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

学校運営においては、学習環境の整備を図り、また、学生の主体的な学びを育むとともに、知識・技術に加えまして、コミュニケーション能力を含めた看護実践力の強化を図り、質の高い看護師の育成に努めてまいりました。

こうした中、平成27年度の看護師国家試験におきましては、卒業生40人全員が合格し、合格率100%という成果を上げるとともに、進路状況においても、40人中38人を3病院に送り出すことができ、地域医療へ貢献する学校の使命を果たすことができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が1億9,794万9,189円、歳出決算額は1億8,732万5,009円となり、前年度と比較しますと、歳入は8.7%、歳出は10.5%、それぞれ減となりました。

以上が平成27年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。

詳細につきましては、平成27年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに、監査委員の審査意見書を付してございますので、よろしくお願いいたします。

次に、第18号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、消防法令に重大な違反のある特定防火対象物について、その違反内容等を公表することにより、防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図ろうとするものがあります。

以上3議案につきまして一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（水野 明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第3、第19号議案から第23号議案まで、以上5件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） ただいま上程されました第19号議案から第23号議案までの5議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

これら5議案は新斎場建設工事に関する契約の一部を変更する議案でございますが、最初の4議案は、地中から湧出するメタンガスの対策を行うため新たな工事が必要となったことから、変更請負契約を締結するものあり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、まず、第19号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。橋本・近藤特定建設工事共同企業体との間に請負契約を締結いたしました新斎場建設工事の建築工事について、23億1,339万2,400円の変更請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第20号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（電気設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。朋電舎・富士電工特定建設工事共同企業体との間に請負契約を締結した新斎場建設工事の電気設備工事について、4億1,272万2,000円の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、第21号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（空調設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結についてですが、菱和設備・大洋アレスコ特定建設工事共同企業体との間に請負契約を締結いたしました新斎場建設工事の空調設備工事について、4億

3,079万400円の変更請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第22号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（衛生設備工事）請負契約の一部を変更する契約の締結についてですが、エクノス・青島ポンプ特定建設工事共同企業体との間に請負契約を締結いたしました新斎場建設工事の衛生設備工事について、1億7,411万7,600円の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

最後に、第23号議案 平成27～29年度新斎場建設工事（外構工事その2）請負契約の一部を変更する契約の締結についてですが、橋本・近藤特定建設工事共同企業体との間に請負契約を締結いたしました新斎場建設工事の外構工事その2について、設計内容の見直しを行った結果、工事内容に変更が生じたため、2億7,499万3,920円の変更請負契約を締結するものであり、議会の議決を求めるものでございます。

以上5議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（水野 明議員） 次に、補足説明を求めます。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） それでは、私のほうから第19号議案から第23号議案につきまして補足説明をさせていただきます。

参考資料の冊子でございますが、その3ページをお願いいたします。

さきに8月の臨時議会では基礎ぐいに関します変更契約議案につきまして議決をいただきましたので、その後、直ちに基礎ぐいの施工に入りまして、9月中旬には火葬棟に係るぐいにつきましては無事に終了していただきますことを御報告をさせていただきます。

また、ガス対策につきましては、昨年8月にガスの発生とその対策の検討について、それから12月には組合のガス対策の方針について、6月には工事の進捗状況につきまして議会で御報告をさせていただいたところでございます。

本年1月から進めてまいりました修正設計がこの8月に完了、その後、変更設計書を作成、積算等を行いまして、本日、変更請負契約締結の議案を上程をさせていただきました。

新斎場に関しましては、本日上程の変更契約の議決がされれば、直ちに建設工事に着手をいたします。初日の上程で初日の議決をお願いをしますが、地元の皆様初め市民の皆様には御心配や御不便をおかけしております。できる限り早期の新斎場の供用開始が

望まれていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、資料の説明になりますけれども、この図面でございますが、本年3月の全員協議会でも報告させていただきましたが、ほとんど同じ図面となっております。ガス対策の方針のとおり設計がまとまったということで、結果として特別に内容が変わったところはありません。

ガス対策に関する問題点でございますけれども、地下ピットが閉鎖されている空間となっていると、少しずつであっても、メタンガスが湧出すればたまってしまい、濃度が高まって事故が起きる可能性が出てくるということでございますので、その対策として資料の右側の建築計画でございます。

Aの欄ですが、自然換気を主体とした計画によりガスを受け流す計画とし、ランニングコストの低減を図ります。換気をすることで安全な施設としまして、その換気の方法は自然換気を主体とすると。そういうことで設備費とランニングコストを削減をしています。

Bでは、地下ピット中央部では、自然換気による排出に多少難があることが想定されることと、それから上部が火気使用室、図面のほうでピンク色の火葬炉室、告別・収骨室、それから式場で、これらのあることから、自然換気に加えまして機械換気を付加設置し、ガスの強制排出により安全性の向上を図ってまいります。

Cでは、具体的な自然換気のための排出計画ということでございますが、もともと空気より軽いメタンガスの特性を利用しておりまして、効率的にガスを外気に排出します。

そのために、①では、1階床レベルを現設計よりも300ミリ上げまして、ピット最上部に通気口を設けます。②では、小ばりのないスラブ構造とすることで、地下ピット内にガスがたまらないようにする。小ばりがあるとガスのたまり場となりますので、そういった箇所を解消をしていくというものです。③では、ガス排出口を設置することで循環通気性を確保する。これらのことでガスを建物外へ排出するものでございます。図面の下の図の平面図の青い色の部分が外構部ということでございます。

次に、設備計画でございますが、D、換気ファンの設置計画。機械換気をするために、換気ファンを各棟に2台設置といたしまして、1台は予備でございます。

Eで、ガス警報器の設置でございますが、自然換気や強制換気をすることで万全であります。これは、地下ピット内と1階室内にガス警報器の設置をし、万が一ガスの濃度が上がった場合でも警報にて事故を未然に防ぐというものでございます。

Fでは、モニタリングのための測定口。これは、ガス警報器設置には経費がかかりますので、職員が携帯用のガス検知器で定期的に測定をし、ガス濃度の変化を確認するための測定口を設けております。

Gでは、将来増設対応としまして、ガス湧出が増加したとき、換気ファンの増設ができるよう、そのスペースを確保してございます。

次に、4ページをお願いをします。

第19号議案の参考資料でございますが、新斎場建設の建築工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてでございます。

ごらんとおり資料の2にあります。変更契約の内容といたしましては、9,734万400円の増額となります。この主な内容は小ばりのないスラブへの変更、それからドライエリアの設置などによるものでございます。

また、工期の欄でございますが、全体で平成31年6月28日が工期となっております。まず、火葬棟の完成としましては平成29年11月末を予定しております。その後、開業準備期間、これは備品の搬入だとか、また業務のリハーサル期間で約2カ月を要しますので、火葬棟の供用開始については平成30年2月を予定しております。

その後、今の火葬棟と仮設待合棟を提供した後に、葬祭棟の建設に入りまして、この葬祭棟の完成がこの建築工事の完成工期の平成31年6月ということになります。同様に開業の準備期間も要しますので、葬祭棟の供用開始につきましては平成31年9月を予定してございます。

次に、5ページをお願いをします。

電気設備工事の変更契約となります。3,580万2,000円の増額となります。これは、ガス警報器などの設備が設置されるということから、それに伴います電気設備、電源盤などによるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

空調設備工事の変更契約として7,439万400円の増額でございます。これは、まさしくガス警報器の設置費用等によるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

衛生設備工事の変更契約として131万7,600円の増額でございます。メタンガス対策による各設備の変更によりまして、排水ポンプの設置位置が変更となったことによるポンプの台数自体の増によるものでございます。

8 ページをお願いをいたします。

外構工事その2の変更契約でございますが、3,928万6,080円の減額でございます。ガス対策等で増加する事業費について、少しでも組合といたしまして全体工事費縮減を図るということのために、機能は維持をしたままで設計内容の見直しをしたものでございます。

当初の設計では、一例ですけれども、冬場の西風を防ぐ目的やモニュメントとして、施設出入口前の中央分離帯、ここに防風板を設置する考えでありましたけれども、これは、なくても利用される皆様に影響や支障がないものと今回判断をいたしまして、削減をしたというものでございます。

工期につきましてですが、先ほど説明した葬祭棟の供用開始の平成31年6月以降も、外構工事につきましては支障のない範囲で工事が残りますので、平成32年1月31日というふうになってございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（水野 明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案5件に対する質疑のある方は通告願います。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時26分

○議長（水野 明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案5件に対する質疑を行いますが、通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案5件に対する討論のある方は通告願います。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時27分

○議長（水野 明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案5件に対する討論を行いますが、通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから上程議案5件の採決を行います。

初めに、第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。10月31日午前10時開議です。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時30分散会

1 0 月 3 1 日 (月曜日)

○出席議員（16人）

1 番	大 石 保 幸	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	石 井 通 春	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	杉 田 源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4 番	小野田 吉 晃	議員	(焼津市議会議員)
5 番	萩 原 麻 夫	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	杉 山 猛 志	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	小柳津 健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8 番	鈴 木 繁 雄	議員	(焼津市議会議員)
9 番	遠 藤 孝	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
12 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
13 番	植 田 裕 明	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
16 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	高 橋 康 宏	
事務局次長	平 田 達 行	
消 防 長	平 口 恭 利	
消 防 次 長	池 田 憲 晶	

監 査 委 員	鈴 木 正 和	
---------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	杉 本 容 一	(藤枝市議会事務局長)
書 記	幸 山 明 広	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	渡 邊 剛	(藤枝市議会主幹兼議会改革担当係長)
書 記	小 林 玲 子	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	中 司 里 香	(藤枝市議会議事担当主任主査)

平成28年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成28年10月31日（月）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

開議

諸般の報告

- ・ 一般質問の通告受理について

第1 一般質問

第2 認第1号 平成27年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

第18号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（水野 明議員） これから本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（杉本容一） 議長。

○議長（水野 明議員） 書記長。

○書記長（杉本容一） それでは、御報告いたします。

石井通春議員ほか1名から、それぞれ提出されました一般質問の通告を受理いたしました。

以上であります。

○議長（水野 明議員） 日程第1、通告に基づき、一般質問を行います。

順に発言を許します。

2番、石井通春議員。

○議長（水野 明議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

（登 壇）

○2番（石井通春議員） おはようございます。日本共産党の石井通春でございます。

きょうは、ごみ減量に対する志広組の位置づけを明確にということで、現在、志広組の焦眉での課題でもございますクリーンセンター建設に密接にかかわる問題でございます2つの観点から質問をいたします。

クリーンセンターの整備でございますが、この間、仮宿を候補地といたしまして、環境アセスの段階に入ってきております。ハード面につきましては、処理方式はストーカ方式、炉数の決定にも至っております。残る最大の課題は、この処理規模をどうするかということにございますが、密接にかかわるのがごみの量です。工事完成とされます平成32年から33年前後までどの程度となるのか、その取り組みいかんということが規模に直結すると思います。

組合は、焼津市、藤枝市とともに長期にわたりますごみ処理の基本計画、平成24年3月に策定されました一般廃棄物処理基本計画におきまして、今後の人口推移や施策の充実を加味して、おおよそ15年スパンでごみの削減目標量を定めております。

ごみの減量は経年的に見ることが必要と思ひまして、きょうは皆様のお手元に表をお分けしておりますけれども、それについては後段で検討すると思ひまして、まず、平

成27年度のごみの状況についてですけれども、家庭系燃やすごみの搬入量は両市合計で4万7,322トンとなっております。この数値は、一般廃棄物処理基本計画の年度の目標数値、4万7,134トンをわずかですが上回っております。

人口がこれから減っていくことを加味しております基本計画は、今後、燃やすごみの削減目標を年度を重ねるごとに引き下げておりますけれども、組合といたしましても一層のごみ減量の取り組みが必要と考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

次に、さらなるごみ減量に有効な手段とされておりますのが、生ごみのバイオガス発電についてです。

皆さんも御承知のとおり、藤枝市では、生ごみの堆肥化により資源化が行なわれております。市はこれを全世帯で実施するという目標を掲げておりますけれども、中間処理施設の問題で、現在1万3,000世帯で実施されておりますが、2万世帯が限界とされております。

これを打破するには新たな処理施設の建設が不可欠なんですけれども、生ごみの資源化は堆肥だけに限ることではなくて、そこから生成されます汚泥を活用したバイオガス発電という資源化の方法もございます。

私は、議会としても、ただ減らせとか燃やせとかそういうことを言うだけではなくて、提言も行うべきだと考えておまして、ことしの4月に杉田議員とともに、この生ごみのバイオガス発電でゴミ減量に成功しております先進市の新潟県長岡市に視察に行ってみました。新潟市に次ぐ県下第二の都市で、人口は28万人と、ちょうど藤枝、焼津両市をあわせた規模の都市です。

長岡では、全世帯の生ごみの分別、これが実施されておりました。その分、汚泥が十分確保されておりましたので、発電量も比例して豊富になっていたと。膨大な建設費と運営費はもちろんかかりますけれども、それを補って余りあるこの発電量と、それから、ごみ減量の成功によりまして、もともと市内には3カ所焼却場があったそうですが、減量で2カ所に減ったことなど、事業として長岡ではこのバイオガス発電が十分成功しているという実例を学んできました。

このバイオガス化につきましては、ことし6月の私の藤枝市議会の質問に対しまして、「制度として有効であって、検討していく」という前向きな答弁をいただいておりますが、組合議会で何度かこのごみ減量の取り組みを私は提起しておりますが、基本的なスタンスは、実際のこの減量の施策は両市、焼津、藤枝がやることであって、組合はそれ

を処理する立場だと、そういうスタンスですね。まともに取り組もうという姿勢が残念ながら見えないというふうに思っております。

ただ、このケースは広域だからこそ効果は倍増しているケースでありまして、つまり、ごみの量があればあるほど発電の効果も高まるというよい例だというふうに思っております。生ごみだけを取り上げておりますけれども、汚泥はし尿ですとか下水からもとることができまして、バイオガス発電のシステムは基本的にどの汚泥からも発電ができるということを学んでおります。

もちろん両市単位でやる減量の取り組みはそれぞれあってしかるべきですけれども、組合はただその処理をするというスタンス、そしてその観点から転換すべきだというふうに思っておりますけれども、この点についてのお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

石井議員にお答えいたします。

初めに、ごみ減量に対する志太広域事務組合の位置づけについての1項目目、組合のごみ減量の取り組みについて、このことでございます。

両市の家庭系生ごみの排出量につきましては、平成27年度末で議員御指摘のとおり目標値を上回っているということは確かでございますが、本年度の9月末で比較いたしますと、両市とも排出量の目標値を達成しております。したがって、このまま市民の皆様と一緒に施策を続けることで、平成32年度における日量230トンの目標達成は可能であると考えております。

今後も、ごみ減量推進会議を開催いたしまして、両市の取り組みの進行管理、あるいは資源化施策に関する情報提供を行うなど、連携してごみ減量の施策に取り組んでまいります。

次に、2項目目のバイオガス化など新しい資源化についての組合の役割について、このことでございます。

新しい資源化については、これまでも両市と連携いたしまして調査研究しております。

バイオガス化施設整備に当たっては、議員御承知のとおり、安全性や継続性あるいは経済性はもとより、臭気対策あるいは地域の地元の御理解、これが何より必要となります。引き続きまして両市と連携して、可能性について研究、検討をまいります。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員、よろしいですか。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） それでは、まず、ごみ減量の現在の量ということでございますけれども、昨年度は目標よりもちょっと上回っているということでございまして、一方で、本年度は9月末の状況で目標をクリアしているというようなお答えがございましたけれども、9月末の段階で、具体的なそのトン数を含めた到達点というものがどうなっているかと、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 次長。

○事務局次長（平田達行） それでは、今質問がありました今年度の9月末の時点でございますけれども、家庭系燃やすごみ、9月末時点で2万4,109トンということでございます。昨年度の9月末時点で2万4,823トンでございましたので、比較をいたしますと714トンの減というのが現状でございます。

このペースで今年度の家庭系燃やすごみの量を予測をいたしますと、4万5,966トンと試算がされます。今年度の目標値、4万6,785トンと比べまして819トン少なく目標を達成できると。そういった状況でございます。

以上でございます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 本年度、ようやくと言っていいか、目標を下回る数値になったということは率直に評価をしたいというふうには思っております。

今後について検討していきたいというふうに思っているんですけども、先ほど市長のお答えがあったと思いますが、これまで同様のごみ減量の施策で、現在の一般廃棄物処理基本計画において、この計画の中では目標数値は変更があり得るということは注意書きされているんですけども、今のところ最終目標としては1日230トンというのが

最終目標、1日当たりですね。ちょっと先ほどの確認となるかもしれませんが、これは現在の施策で達成できるということは間違いのないということですよ。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） これまでの施策で230トンが達成できるかということだと思わうんですけども、燃やすごみの削減につきましては、24年3月に策定をいたしました一般廃棄物処理基本計画、この減量化目標に沿いまして各種、市のほうでも施策を進めております。

ごみ減量の施策でございますけれども、リデュースを初めとしまして、行政と市民と事業者、これの協働という部分が多々ございますので、ごみ減量の周知などを繰り返し働きかけるということが非常に重要だというふうに考えております。

現在、目標値に向けて、組合としても2市と連携をしてごみ減量施策の検討を推進しております。引き続きこれらの施策を続けることで、十分に達成できるというふうに考えております。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 「達成できる」の上に「十分に」という言葉もついたものだから、自信満々でよろしいというふうに思っております。

お手元の表をちょっとごらんいただきたいんですけども、達成できるのはもちろん結構なことでございます。ただ、ごみの量というものは、そのままやはり施設規模、新清掃工場の処理規模に直結する問題でありまして、これは、建設費はもちろんなんですが、将来、長期間にわたります運営費にも非常に影響が大きいことでもありますので、投資というところで大きな面が出てくるわけですよ。それだけに、その規模で適当かどうかというのは、やはり真剣な検証はあってしかるべきだというふうに思っております。

私も実はもっと減らすことができるということで一応選挙公約もしているものですから、ちょっとその辺も具体的に検証したいというふうに思っておるんですけども、今言われました平成24年策定の一般廃棄物処理基本計画では、繰り返しになりますけれども、230トン固定していると。ただ、この計画の中には、おおむね5年後、もしくは計画の前提となります諸条件に大きな変動があった場合は見直すこともするということ

も書いてあるわけですね。

何が言いたいかといいますと、これまでの削減の実態に対しまして、削減目標が小さくなっているのではないかなというふうに思っております、家庭系ごみだけにちょっと限った話になりますけれども、お手元の表で両市のごみの合計量は③のところですよ。それに対して、この基本計画にあります目標値というものを④のところに書かせていただいておりますけれども、これまでは残念ながら目標よりもごみの量がオーバーしていた。ただ、目標との差というところは⑤ですが、年々その差が縮まってきて、それから今年度は見込みですが、819トンですか、目標よりもクリアできるという見込みが出てきたわけですね。それは率直に評価いたしますけれども、この目標自体も、実は国や県のいわゆる基準値よりもかなり厳しくしている目標ですので、それをクリアできるというところでもございます。

ただ、これまでのごみの削減量というのは、⑧のところにちょっと書かせていただいておりますけれども、前年と比べてどれだけ1年間ごみが減ったかというところがございますが、⑧のところですね、1年間、前後はありますが、大体1,000トン前後で減ってきていると。先ほどお答えがありました平成28年度の見込みの4万5,966トンとすると、28年度の⑧のところは、今ざっと計算するとマイナス1,350という、かなり減っている数値が出てきているんですね。

ところが、今後の目標のところは、④のところですが、28年度以後、最終的に30年度で決定するというふうになっておりますけれども、この間どれだけ目標の数値が減ってきているかという、毎年300トン前後の削減でしかない。とどまっちゃっているわけですね。

もちろん社会情勢とかいろいろあるのは確かでございますけれども、基本的には人口も減ってきますし、それから両市のごみの施策というものは、これからもっと充実していくものだというふうに思っているんですよ。つまり、ごみの削減の実態に対して、今後の目標というものを余りにも過小評価しているんじゃないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 今後のごみの削減の目標が小さいのではないかとということでございますけれども、一般廃棄物処理基本計画、これは10年の計画をしたわけござい

ますけれども、まず、10年間でごみは13%減らすというような計画でございました。それを毎年同じペースで削減をするということではなくて、最初の5年間で10%削減すると、そういった計画を立ててございます。当然ながら、後の5年間では3%と。そういった計画をしたということで、これにつきましては、できるだけ早くごみ減量をしたいということから、できるものを早くするという、前倒しをした計画ということでございます。

したがって、今後、これまでの減量のペースよりも少し緩くはなるわけではございますが、そうは言っても、2市でございまして、全国的にもごみが少ない市だし、県のほうでも平均よりもごみ減量が進んでいるということで、当然ごみを減らしていかなくてはならないというふうに思いますけれども、非常に進んでいるものですから、これから先のごみ減量といってもなかなか難しいのかなというふうにも思っているところでございますので、いずれにしましても努力をしていくということだと思います。

以上でございます。

○2番(石井通春議員) 議長。

○議長(水野明議員) 石井通春議員。

○2番(石井通春議員) 前倒しでその計画目標を定めたと。私は、そういう捉え方ももちろん数値ならあるかもしれませんが、そういう捉え方だけでいいのかというふうにちょっと思っているんですけども。

個別に見ていきますと、昨年度から今年度までで、先ほどの答弁では819トン減ると。⑤のところ、平成28年度のところはマイナス819という数値が今の見込みでは入るわけですが、藤枝の話で言いますけれども、生ごみの堆肥化というものが1万世帯から1万3,000世帯に3,000世帯ふえて行われております。これは先ほども言いましたとおり2万世帯が目標なんですけれども、この事業だけの効果がどれだけあるかというところ、おおまかですが、平成25年で言いますと6,300世帯、このときは堆肥化の実施がされておりまして、このときの実質的な数値は、6,300世帯で472トンが資源化されると。燃やさずに済んでいたという数値がこれは実績としてございます。

もちろん堆肥化は課題がいろいろありますけれども、仮にこの事業が目標であります残り7,000世帯で実施されるということになると、それだけで優に500トンは減るだろうと。これまでの実績から見て。そういう計算は十分立つというふうに思っているんですよ。

翻ってこの表ですけれども、平成28年度が、先ほど見込みとして最終的に言われたごみの量が合計で③のところに4万5,966という数値が入ると。それと、現在のクリーンセンターの処理規模を最終的に決めるとしているのが平成30年をめどにしているわけで、その平成30年の数値は4万6,090という数値が目標になっておりますけれども、1万3,000世帯の現在の実施で4万5,966トン。500トンを引けば4万5,466ですから、皮算用というわけじゃないですけれども、堆肥化の事業の実現だけで、もうこれは十分平成30年の数値はクリアできるどころか、その差も624トンも上回るような形でクリアが十分見込めるわけですね、堆肥化の事業だけで。家庭系だけの話ですからね、これは。

課題はもちろんいろいろあるというふうに思っておりますけれども、先ほどもお答えがありましたように、ごみ減量の施策というものがこれからいろいろと、今、藤枝だけの話をしましたが、焼津においてもいろいろと充実を図っていくと、働きかけをしていくということですから、さらに施策としては次々といい施策というか、発展していくというふうに思うんですね。分別の細分化など、いろいろやろうと思えばやれることができるわけでありまして、そういう面でもこの目標数値では私は過小評価だというふうに思っておりますけれども、確かに先進的にやっているというふうに思いますが、それだけ皆さんの有能な経験もあればもっとできるというふうに思っているんですけれども、いかがですか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） ごみ減量でございますけれども、非常に予測また計画というものが難しくあるわけございまして、いろいろな要素を考えていかなくちゃならないというふうに考えております。

今、家庭系ごみだけでありますけれども、事業系等もありまして、こういったものを総合的にやはり考えていかなくちゃならないと思いますので、また今後とも、2市と役割分担がありますけれども、そういった中で連携をして、ごみ減量のほうをまた施策のほうから検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 何かだんだん声が小さくなってきましたけれども、私、責めて

いるわけじゃないです。もっとやれるんじゃないかというふうに思っているわけです。これだけの目標で構わんというような形だと、なかなか私はごみの減量というのはやっぱり進まないというふうに思っております。目標をより高く持つことで、目標をこのものにすることで、それがやはり施設規模に結びついて。

行政としては、一旦小さい形で施設規模を決めて建設した後に、じゃ、一体ごみもずっと将来発生したときにどうするかというようなことを考えるのは、その心配から慎重になるのはわかりますけれども、やはり目標は目標で私は高いものを持つことが必要じゃないかなど。それは私は実績からして十分できているんですよね。クリアできなくても、目標そのものの評価が私はされるものだというふうに思っております。

今言われました一方での事業系のごみ、いわゆる持ち込みごみ、⑥のところがございますけれども、これは減るところか、逆にふえてきている。微増ですけれども。しかも、この表の下段に書きましたけれども、削減目標は全くやる気を感じない数値でして、ずっと1万4,330トンと、目標数値が変わっていない。

この事業系のごみというのも、量で見ると燃やすごみの中に一緒にカウントされているわけですが、総量で見ると全体の2割ぐらいが事業系のごみ、いわゆる持ち込みごみが占めていると。結構大きいというふうに思うんですね。やはりこの対策をどうするつもりかということで聞いておきます。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 持ち込みごみ、事業系ごみのごみ減量の目標値に対する対策ということでございますけれども、一般持ち込み、これにつきましては事業系ごみ減量の一つの手段といたしまして、高柳清掃工場で事業系ごみの搬入物検査、これを実施してございます。その検査結果、分別の悪い業者また許可業者につきましては、2市のほうに連絡をとりまして、2市から注意また指導を行っているということでございます。

そのほか、これは2市からの施策になりますが、事業者に向けて分別、ごみ減量、このことにつきまして、ダイレクトメール、これらを送りまして周知徹底を図っているということを行ってきております。

今言ったような施策につきまして、また繰り返し継続して行っていくと、そういったことが重要だというふうに考えております。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 搬入物検査とか指導、ダイレクトメールというのは、これまでも同じような形で、ずっと私も過去の議会で聞いたときも同じ答弁がありました。同じことがずっと続いているわけなので、結果としてやっぱりこれは減っていないわけだから、それだけの取り組みだとやはりここはなかなかメスが入らないというふうに思っておりますので、そこにとどまっていたはこれはやっぱり数値は変化がないというふうに思います。ですので、新たな取り組みをここでもしていただきたいということをお求めていきたいと思っております。

それから、2つ目のバイオガス発電についてですけれども、基本的にはごみ減量の施策というものは、藤枝、焼津任せの姿勢ではなくて、組合としても調査研究しているというお答えがございました。ここを確認できたというふうに思います。

なおかつこのバイオガス発電については課題も幾つか挙げられました。質問の中で触れましたのは、市単独で行うよりも、広域で行うことについてですね。私は、この件につきましても、先ほど触れました発電に必要な汚泥を確保できるという点が、広域ならではの確保できるという点が一番大きいかなと。あと、迷惑施設なものですから、建設箇所をそれぞれの市で探すよりも、市境というか、なるべく両市の中で人口が少ないところなんかを選べる、これも広域のメリットだというふうに思っているんですけれども、場所を見つけるという点でも広域のほうが見つけやすいというふうに思っております。こうした広域ならではのメリットについてはいかがかということでお尋ねいたします。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 広域で行うスケールメリットということだと思っておりますけれども、いわゆるスケールメリット、これについては建設費等々、大きくやればスケールメリットについてはあるというふうに思います。

組合で行っているごみ処理施設でございますけれども、このバイオガス施設で、今燃やすごみ、これについて全て処理することができるような施設ではございませんので、比較検討が必要だと思っておりますけれども、焼却施設だけの場合と、それから焼却施設とこのバイオガス化施設、これらを組み合わせた場合のトータル経費で比較することが重要なんだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○2番(石井通春議員) 議長。

○議長(水野 明議員) 石井議員。

○2番(石井通春議員) このバイオガス発電の事業化について、やはり今お答えがありましたとおり建設費というのが膨大なものになりますので、そこがやっぱり一番の課題かなというふうに思っています。

長岡の場合につきましては、この点をどうしていたかという点、あそこは財閥という大きな会社があるものだから、出資者が法人としていて、そこが投資をしたという点、そういう地域独自の実情がございましたけれども、そうした建設費、運営費、これも膨大にかかりますけれども、それに対して毎日1,000世帯の発電ができる。また、先ほど言いましたけれども、焼却場を1つ減らしたものですから、3つあったのを2つにしたということで、この点でもかなり効果があった。あと、CO₂削減というところももちろん今大事なところで、そういうところでも年間2,000トンのCO₂が削減できるということで、市民の皆さんにもそういうところがあるということで理解が得られているというのが長岡の実態でありましたけれども。

そういう点の効果も私は十分にあるというふうに思っておりますけれども、この効果について、CO₂削減ですとか、それからごみの量を減らせることの効果についてどうお考えかということを確認したいと思います。

○事務局次長(平田達行) 議長。

○議長(水野 明議員) 事務局次長。

○事務局次長(平田達行) 組合のほうも、ごみ焼却施設、これが今現在2カ所ありますけれども、1カ所にしてという計画でございまして、当然ながらCO₂の削減とかごみ処理経費、この削減に取り組んでいるところでございます。

バイオガス発電がごみ減量に有効かということでございますけれども、自治体ごとに、今議員もおっしゃったとおりいろいろな地域の条件があるかと思えます。ごみ処理状況につきましても、分別だったり、いろいろ違うわけでございますので、そういったものによって異なるということでございますが、経済性や環境面がよくなるということであれば、これはごみ減量の有効な手段というふうになるかと思えますが、特にバイオガス化施設の施設自体、これを捉えますと、環境省の分類なんかを見ますとごみ減量施設というものではなくて、どちらかというと熱回収だったりエネルギー回収施設、これに

分類されるというような位置づけでございます。エネルギー回収率、これを高めるための施設だというような認識でおります。

ごみの減量に有効かどうかというのは、地域ごとに違うし、そういった各種条件によって違いますので、またこれらについて研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 今のお答えは、ごみ減量に対しては有効であるという、もちろん経済性とか環境面ではもちろん課題はあるけれども、バイオガスというのはごみ減量では有効な手段というふうに、研究していくというお答えだというふうに思いますけれども、一方で、熱回収施設ですか、いわゆる発電という考え方でどうかと。

長岡の例では発電は1,000世帯をやっているということが一つあるわけなんですけれども、じゃ、それを、ごみ減量から離れて、発電というところで志広組に当てはめた場合にどういう状況かというのをちょっとここで聞いておきたいというふうに思うんですけれども、現在の高柳とかでも発電はしているわけですよね。発電はしていないか。発電はしていないんだけど、今度のクリーンセンターでは発電も考えているということでございますけれども、じゃ、バイオガスによって、発電という点で、じゃ、長岡は長岡の例で成功しているということがあるわけなんですけど、これを志広組に当てはめた場合はどういう効果が生まれてくるかと。熱回収施設に。そこら辺の研究状況というものはどうされているかということを確認させてください。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） エネルギー回収施設としての研究ということでございますが、組合が予定している焼却施設の規模でございますけれども、これは現在230トンということでございます。

先ほど言った焼却施設とこのバイオガス化施設、これを組み合わせて検討するということになるわけでございますけれども、ごみ焼却の施設規模が、大ざっぱに言いまして規模が100トンあるかないかによって熱回収の効果が違うということでございまして、100トン以下のごみ処理施設でありますと非常に発電の効率が悪いということから、バ

イオガス化施設を組み入れて高効率にするといったようなのが現時点での技術的な状況だというふうに理解をしておりますので、組合の場合は230トンという規模がございますので、こういったバイオガスを組み込まなくて、そのまま焼却して発電をしたほうが、熱の観点からいうと効率が高いというようなところだというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 質問をする中で課題も見えてきたというふうに思っておりますので、今後も当局とともにこの取り組みの実現に向けてよいものを目指していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（水野 明議員） 以上で石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

3番、杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 杉田議員。

（登 壇）

○3番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。

通告に従い、一般質問を行います。

年4回発行されている広報は、志広組の取り組んでいる活動を広く藤枝、焼津市民に知ってもらい、関心を高めてもらうために発行されているものです。斎場の問題、ごみ・し尿処理の問題、消防、看護専門学校、どれをとっても私たち市民生活に密着した分野だと思います。取り組んでいる課題、経過、問題点等について、市民に親しまれ、わかりやすく情報を提供することが求められていると思います。

さて、斎場建設工事についての掲載は、平成26年度夏号、これですけれども、それと平成27年度春号の2回です。2回目の平成27年春号では、整備完了日程は平成29年9月となっています。その後、ガス問題、平成27年8月、そして平成28年3月にはくいの問題等で日程が大幅に修正され、完成が平成31年6月、開始が9月と報告をされました。

そこで質問いたします。

（1）ガス問題で斎場建設工事が延期になること、日程が明らかになった時点時点で

それらを広報で知らせるべきだったと思いますが、その必要性についてどのように認識されていますか。

(2) 3月議会で、利用者から仮設斎場での湯茶サービス、その要望について一般質問を行いました。待合室での湯茶サービスを禁止した通達を、利用者と利用者が選定する業者の要望があれば、それは拒否しないということが確認されたと思います。

しかし、問題はいまだに解決されていなくて、利用者、これは喪主の方から不満の声が寄せられました。業者には、利用者と湯茶についてどう扱うか話し合いをすることを徹底していただいているのでしょうか。お伺いいたします。

(3) その後の工事日程が大幅に延長されることが決まり、全員協議会で、雨天時、集骨後バスに乗り込むまで、事務所横の傾斜通路ほかに屋根をつけることについて質問をいたしました。

その回答は、費用対効果で検討することだったと思います。この費用対効果、検討結果はどうなったのでしょうか。

(4) 以上のような利用者あるいは業者の要望は広報で知らせていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

(登 壇)

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、斎場建てかえ工事と広報志太広域についての御質問の1項目め、工事の延期を広報で知らせる必要性の認識、このことについてでございます。

組合といたしましては、昨年8月のガス発生に関する議会への報告を初め、地元対策協議会のほかに周辺住民、あるいは企業、さらには宗教関係や葬祭業者などの皆様に適宜説明会を開催いたしまして、状況を報告する中で御理解いただけてまいりました。また、斎場利用者に対しましては、両市の市民課を通じまして御連絡をさせていただきながら進めてまいりました。このことに関しましては、きょうまで大きな混乱はなかったものと認識をしているところでございます。

このたび変更契約議案の議決をいただきまして、平成31年6月までの完成工期が確定

して、これによって新施設の供用開始予定日も決定いたしましたので、速やかに組合及び2市の広報に掲載いたしまして、市民の皆さんにお知らせをしております。

次に、2項目めの仮設待合室における湯茶サービスについて、このことでございます。

仮設での利用期間につきましては、手狭なスペースでの事故防止等の観点から、葬祭業者が申し合わせの上、ペットボトルでの対応をお願いしているところでございますが、現在まで斎場を利用している市民の皆様、あるいは現場で対応している業者の方からの苦情や意見はいただいております。

したがって、現状の対応で問題ないのではないかと受けとめているところでございますが、いろいろな御意見に対しましては再度確認いたしまして、徹底を図ってまいります。

次に、3項目めの事務所横の通路への屋根の設置についてでございますが、事務所横の傾斜通路ほかの屋根の設置につきましては、仮設待合棟の構造上の問題、あるいは費用対効果等、どうあるべきか種々検討しております。これからも利用者の皆様に御不便をかけない方策を引き続き検討してまいります。

次に、4項目めの利用者や業者の要望の広報掲載について、このことでございます。

新斎場建設期間中の仮設待合棟は、一時的ではありますが、スペースや設備も最小限度に抑えた施設でありますことから、利用者の皆様にはいろいろな点で御不便をおかけしております。

新斎場の建設工事の工期延長に伴いまして、仮設の期間がいましばらく続くことから、利用者の皆様にしばらくの間、御理解、御協力いただけるよう、組合と両市が連携して広報を進めてまいります。

○3番(杉田源太郎議員) 議長。

○議長(水野明議員) 杉田源太郎議員。

○3番(杉田源太郎議員) 今の答弁の中で、まず最初に1番の問題で、工期の問題、そういうものについては、周辺住民、あるいは企業、業者、あるいはお寺さん等、そういうところにちゃんと報告してあるよということなんですけれども、やっぱり実際に両市の市民課を通じて広報されているということなんですけれども、実際には斎場で焼却を待っている、その間に参列している人たちにとって、そういうものが十分知らされていないというのも実態だと思います。

その中で何人かに聞いたときに、「どのくらいでこの仮設は終わるんだろうか」と言

ったときに、「いや、東京オリンピックが終わるまでは、工費が高くてとてもやれないんじゃないか」とか、そんな話がされていたというようなことも聞いてきました。

そういうようなことから、今の答弁の中で、誰からもというか、志広組に対して不満の声は上がっていないよということなんですけれども、実際にはやっぱり不満の声は現実問題あるということですので、それをやっぱり徹底していく必要があるんじゃないかと。

2番目の湯茶の問題ですけれども、これもやっぱり市民の声というのはちゃんと生かされてきていない。業者が本当にこのことを喪主さんとの間で徹底されているのかどうか、もう一度ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 今の関係の徹底に関しましては、引き続き徹底を図っていくということで答弁させていただきます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） その徹底というのを本当に確実にやっていただくよう、再度要求しておきます。

3番目の雨天時の屋根の問題、これからも費用対効果も含めて検討していただくということですが、実は先週金曜日、私事ですが、自分の妻のおばさんが亡くなって、葬儀が行われました。雨が降っていました。そして、収骨が終わって、遺骨を持っている人、それから遺影を持っている人、その人に業者の方が傘を差してずっとその斜面をおりてきた。業者の方も大分ぬれているし、傘を差してもらった側もちょっとぬれていたというのがありました。

そしてもう一つ、私も気がつかなかったんですけれども、参列者の中に車いすの方がいました。車いすを押される方、補助される方、そして乗っている方、その方にもやっぱり傘を差して業者の方にやっていただきました。やはり傾斜であるということも含めて、検討するという中で、その検討する中身、「検討するんだよ」と言えばそれで終わっちゃうかもしれませんけれども、もう少し踏み込んでお答え願いますでしょうか。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 杉田議員、このことについて大変御心配をされていると十分わかります。私もこのことについて真剣に考えまして、現地へ赴きました。確かに屋根があれば雨にぬれないということもありますけれども、仮設だというようなこともあって、構造上、仮設のところへまた仮設をやるというのが、強度の問題だとかそういうようなこともあって、柱ごとやらなければならないとか。

あそこのひさしは今、事実あるんですけれども、それを伸ばすくらいだったらできるかもしれませんが、それ以上にこういうふうに戻して全部雨にぬれないようになりますと、かなり大規模なものになってくる。

だものですから、どのような形でできるのか、前向きな形で検討していきたい。確かに御不便をかけているのは事実だということは十分認識しておるものですから、そんな動きで、前向きに検討していきたいと思います。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） ありがとうございます。傾斜のところだけでも屋根が延長されるだけでも、確かに今私が言った車いすの方なんかの対応も十分できると思います。前向きな検討ということで、ぜひよろしく願いをいたします。

そして、4番目に関連してくるんですけれども、広報のあるべき姿としてなんですけれども、今回の決算書の中で、情報発信事業費として約300万円の経費が使われました。そして、これが新聞折り込みで両市民に配布されているということです。

今までこの紙面の内容について、「何かよくわからないや」とか、何か問い合わせだとか、市民にそのわかりにくさについて指摘を受けたことはあるでしょうか。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 広報志太広域でございますけれども、毎回大体200人ぐらいの方からの読者の声、正式には「読者の声」というのはないんですけれども、意見が寄せられております。その中では、今議員さんが言われたような、わかりにくさとかについての声は特にないと記憶しております。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 毎回200人近くも市民の方からそうやって内容についての問い合わせなんかがあるということについては、ちょっとびっくりしました。

実は焼津市議会で、これはこの広報とは関係ないんですけども、焼津の市議会だより、このリニューアルについて報告がありました。その中で、焼津市議会の中では、その市議会だよりを読んだことがある人、読んだことがない人、アンケートの中でですね、アンケートの中で「読んでいる」という人が23.6%、「部分的に読んでいる」が50.1%、両方で73%近くですか、この人たちが読んでいるんですよ。

こういうことについて、この広報についての今までの関心度、200人も声がたくさん上がっているくらいですから、たくさん読んでいるんだろうなと思って、実は私、自分の周りでちょっと聞いてみたんですけども、なかなか読んだことがあるという人がいないんですけども、こういう広報についての関心度について、読んだことがあるのかな、あるいは関心が持てたかどうか、そういう調査をしたことがあるかどうかお伺いいたします。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 広報誌太広域に関する読者の調査、広く市民を対象にした調査というのは今までは行ってはいないと思います。

ただ、先ほど言いましたような寄せられている声に関しては、紙面づくりの参考にはさせていただきます。

以上でございます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 今ちょっと前にも言いましたけれども、私も先週、自分の友人関係なんですけれども、30人ばかりに聞いてみたんですけども、広報そのものの存在を知らなかったという人が70%ぐらいいたんです。そして「知っているけれども、中身は読んでいないよ」という人が20%ぐらいいた。「えっ」と思って。たかが30人ですけども。この前、先ほど言った私の妻の関係の葬儀の関係で、また30人ぐらい聞いてみたんですけども、やっぱりその傾向はほとんど同じだったんですね。

そうすると、今、せっかく約300万出して広報を発行しているにもかかわらず、それが余り読まれていないんだということは、やっぱり非常に残念だなというふうに思いま

す。そして、広報の担当の職員の方、各部署でみんなが分担してやっているということをきのうお聞きしていますけれども、一生懸命作業されていると思うんですけれども、知らせておかなければならない、そういうこと、あるいは知ってもらいたいこと、そういうものが市民には何なのか、市民に何を伝えなきゃならないのか、何を知りたがっているんだろう、そういうことをもう一度振り返ってみて、広報のあり方、こういうものについて調査あるいは検討をしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 確かに広報やいず、あるいは広報ふじえだ、非常に重要なツールだと思います。私もこの広報志太広域についてはもっと人に読んでいただくということが大事だなというふうに思っております、読みたくなるような広報、例えば議員も県民だよりとかを読みますか。私は余り読まないんですよ。それとか議会だより。全部に読んでもらわなければ、やる意味がないんですよ。ですから、いかに市民の皆さんが読みたくなるような、そういうような企画をすることが大事だと。

例えばこの広報、議員もお示ししましたこれなんか、私はすばらしいと思うんですね。こんなに若い志太広域の消防がやっているよと。ですから、こういうふうになると読みたくなるんですね。

ですから、私は重要な要素だと思いますので、調査を今すぐやるかどうかは別にしまして、どういう企画がいいのか、しっかりと志太広域と、また2市と相談しながら、改めるところは改める、充実するところは充実する、そんなことで留意していきたいと思います。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） ありがとうございます。本当にこの広報の役割というのは重要なことだと思います。そして、私はやっぱり志太広域事務組合、この組合が何をやっているんだということを知らない人がまだ余りにも多過ぎるというふうに。私自身も議員になる前はよくわかっていなかったんです。「ああ、そうなんだ。斎場もそうだったんだ。消防もそうなんだ」というような、そういうことを両方の市民に、やっぱりすごくアピールしてもらいたいなというふうに思います。

今、市長がお見せになったこういう消防士の方、この若い方たちがこうやって頑張っ

ているというこれを見たときに、「あっ、俺の友達だ」とかそうやって見る人はいるかもしれないけれども、今まで見てこなかった人が、これだけすごくいいなと思う表紙があっても、それに飛びついてこないんですよ。中をもう一回あけてみようというふうにならないんですよ。

だから、今、管理者がおっしゃったように、広報を担当されている方は非常に大変かもしれないけれども、ぜひこの読む率が高くなるように。そうじゃないと、私も今質問して、できるだけそういういろいろな情報を広報で知らせてくださいと言っておきながら、読む人が1割だったのではこれは意味がありませんし、300万というお金が無駄になってしまう。

そういう意味からも、広報をこれからも両市民に喜ばれるような、そして見たくなるような、そういう広報にさせていただくことをぜひお願いをして、また来年の今ごろ、どうなっているかまたチェックをさせていただきます。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（水野 明議員） 以上で杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2、認第1号、認第2号及び第18号議案、以上3件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

2番、石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

（登 壇）

○2番（石井通春議員） 認第1号 平成27年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

特に前年度と比べて著しく歳出が増加している点はきちんと確認すべきだというふうに思っておりますので、その点で質疑をいたします。

両清掃工場維持補修費の激増の理由についてでございますが、この決算で、高柳清掃工場の維持補修費は、金額といたしましては2億5,162万ですけれども、これは前年比で6,700万円余の増です。一色の清掃工場につきましては、金額は1億8,817万でありまして、こちらに至りましては前年比7,100万円余の増です。これは近年にない激増ぶり

なんですけれども、その理由と内訳について確認をしたいと思います。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局長。

（登壇）

○事務局長（高橋康宏） 石井議員にお答えいたします。

高柳清掃工場維持補修費の増額分の主なものは、ダイオキシン対策設備定期整備工事の増加分が5,276万8,000円、自動燃焼装置更新工事が2,106万円であります。

一色清掃工場維持補修費の増額分の主な内容は、ダイオキシン対策設備定期整備工事に係る増加分が3,687万1,000円、焼却設備定期整備工事に係る増加分が2,160万円、屋上防水改修工事に係る分が1,486万円でございます。

特にダイオキシン対策に関しましてでございますが、触媒の劣化状況により、3年から5年を目安に定期的に更新する必要があり、27年度は両施設とも更新事業を実施するとともに、あわせて施設の老朽化に伴う維持補修を行ったものであり、それぞれ年度別計画に従って当初予算に計上し、事業を実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員、よろしいですか。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 大まかにはわかりました。

一つ確認します。年度別計画と言われましても、ちょっとその計画がないものですかから確認したいんですけれども、主に今のお答えではダイオキシン対策の整備ということで、金額にいたしまして、それが高柳の場合ですと5,276万ですか、一色ですと3,687万の触媒の定期更新工事ということで、3年から5年に一度だと、この工事は。ということだから、結局支出増がその大変を占めているんだけど、その3年から5年に一度の工事がこの年度にあったものだから激増したと。一過性のものかということで、ちょっとそこを確認したいと思います。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） ダイオキシン対策でございますけれども、通常、焼却施設の整

備工事とは別にダイオキシン対策設備整備工事を毎年実施してございます。27年度は、その整備工事の中の触媒の更新時期がきたため、その部品の購入を行ったもので、27年度に行って、それを今後も3年から5年を目安に、その劣化状況を勘案して更新を実施すると、継続していくというものでございます。

○議長（水野 明議員） 以上で上程議案3件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（水野 明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案3件に対する討論を行いますが、通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから上程議案3件の採決を行います。

初めに、認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（水野 明議員） 起立総数です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（水野 明議員） 起立総数です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（水野 明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成28年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時4分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(2)</p> <p>石 井 通 春</p> <p>議 員</p> <p>(質 問 方 式 一 問 一 答)</p>	<p>「質問」</p> <p>1. ごみ減量に対する志広組の位置づけを明確に</p> <p>(1) 平成27年度燃やすごみ搬入状況によると、両市合計で47,322トンとなり、この数値は志広組も策定に加わっている「一般廃棄物処理基本計画」の年度数値47,134トンを上回っている。目標数値は年度を重ねるごとに下がっていくので、組合としても一層のゴミ減量の取組が必要と考えるが、いかがか。</p> <p>(2) 今年の4月に杉田議員とともに、生ごみのバイオガス化発電で、ゴミ減量に成功している新潟県長岡市を視察した。当市は人口28万人、藤枝焼津両市を併せた規模である。全世帯生ごみの分別が実施され、汚泥が十分確保できてこそ取組が行われている事を学んだ。</p> <p>バイオガス化は今年6月藤枝市議会で前向きな検討答弁を頂いているが、規模を大きく実施する事で効果は倍増する。これまで組合は、ゴミ減量対策は基本的に両市の役割だというスタンスだが、そろそろこの観点を転換すべきではないか。</p>	<p>管理者</p>

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(3) 杉 田 源 太 郎 議 員 (質問方式 一問一答)	「質問」 1. 斎場建替・工事と広報志太広域について 斎場建替・工事についての掲載は、平成26年夏号と平成27年春号の2回です。2回目の平成27年春号で、整備完了日程は平成29年9月となっています。その後、ガス問題で日程が大幅に修正されています。 (1) ガス問題で斎場建替工事が延期になること、日程が明らかになった時点でそれらを広報で知らせるべきだったと思うが、その必要性についてどのように認識しているか。 (2) 3月議会で、利用者から仮設斎場での「湯茶サービス」要望について一般質問を行った。待合室の湯茶サービスを禁止した通達を、利用者と利用者が選定する業者の要望があればそれは拒否しないことが確認された。しかし、その問題は未だに利用者から不満の声が寄せられている。業者には「利用者との話し合いによって湯茶についてどう扱うか」が徹底されているか。 (3) その後、工事日程が大幅に延長されることが決まり、全員協議会で、雨天時集骨後バスに乗り込むまでの事務所横の傾斜通路他に屋根をつけることについて質問した。その回答は「費用対効果」で検討するとのことだったが、検討結果はどのようなだったか。 (4) 上記のような利用者あるいは業者の要望は広報で知らせていくべきと思うがどうか。	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(2)</p> <p>石 井 通 春 議 員</p>	<p>「質疑」</p> <p>1 認第1号議案 両清掃工場維持補修費の激増の理由</p> <p>本決算で、高柳清掃工場維持補修費、前年比 6,700 万円の増、一色清掃工場については、前年比 7,100 万の増。近年にない激増だが、その理由。内訳について。</p>	<p>事務局 長</p>